

申請はお済ですか？受給には手続きが必要です

①鏡野町住民税非課税世帯 臨時特別給付金

住民税非課税世帯臨時特別給付金は、令和5年度の住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
令和5年12月1日時点で鏡野町に住民登録されている世帯が対象です。

給付額 1世帯当たり7万円

詳細は、広報かがみの1月号14ページまたは、鏡野町ホームページをご覧ください。



申請期限 **令和6年2月29日(木)** 必着

お問い合わせ先

鏡野町総合福祉課 福祉係 担当:井上
電話(0868)54-2986 FAX(0868)54-2891

②低所得の子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

食費等の物価高騰の影響に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。該当の方には昨年6月から順次支給しています。(この給付金は、①に係る子ども1人当たりの追加給付とは別の給付金です。)

給付額 児童1人あたり 5万円

詳細は、広報かがみの12月号4ページまたは、鏡野町ホームページでご確認ください。



◀その他世帯

申請書が必要な方は、下記までご連絡ください。



◀このとり親世帯

申請期限 **令和6年2月29日(木)** 必着

お問い合わせ先

鏡野町子育て支援課 子育て支援係 担当:池田
電話(0868)54-2991 FAX(0868)54-2891

「鏡野町このとり支援事業」の申請は 治療費の支払いを完了した日の属する年度までです

「このとり支援事業」とは、お子様の誕生を希望されながらもお子様を授かることが難しい方に対して、その治療に係る費用の一部を助成する事業です。

【助成対象者】

- ・申請日において、夫婦の双方又はいずれか一方が町内に1年以上継続して住所があること。(夫婦とは、事実婚関係にある方も含みます。)
 - ・この事業に申請する治療に対して、岡山県を除き、他の市町村から同様の助成金等を支給されていないこと。
- ※上記2件の全てに該当する方が助成の対象となりますが、世帯のどなたかが町民税などを滞納されている場合は、助成ができません。ただし、完納すると申請できます。

【助成金額及び助成回数】

- ①一般不妊治療(保険診療及び自費分) 年度中10万円まで(回数制限なし)
- ②不育治療(自費のみ) 1回30万円まで(年度中1回まで)

※特定不妊治療(体外受精、顕微授精)及びそれに伴う男性不妊治療については令和4年4月以降の治療は保険適用の対象となっており、原則助成の対象外です。
※助成年数は通算5年までとなります。ただし、出産した場合などは助成回数及び助成年数はリセットされます。

【申請期限】

申請は治療費の支払いが完了した日の属する年度までとなります。

令和5年4月1日から令和6年3月14日までに支払いが完了する場合 令和6年3月29日(金)
令和6年3月15日から令和6年3月31日までに支払いが完了した場合 令和6年4月15日(月)

鏡野町ホームページに制度の詳細な内容や申請書一式を掲載していますので、ご確認ください。

お問い合わせ先 鏡野町子育て支援課 子育て支援係 担当:池田 電話(0868)54-2991 FAX(0868)54-2891